

# 広陵町と広陵町内郵便局等との包括的連携に関する協定書

広陵町（以下「甲」という。）と広陵町内郵便局及び大和高田郵便局（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源等を有効に活用して、地域活性化と住民サービス向上に貢献することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- (1) 安全・安心な暮らしの実現に関すること
- (2) 地方創生及び地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 子育て及び女性活躍推進に関すること

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、別に定めるものとし、甲乙合意の上、決定する。

## （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

## （免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力を行う、行わないに関わらず、その責任を負わないものとする。

## （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

## （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和2年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

## （協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙信義誠実をもって協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ保有するものとする。

令和 2年 2月 14日

甲 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長

山村玄由



乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷929番地

瀬南郵便局長

長谷川和多



奈良県北葛城郡広陵町大字疋相121番地17

広陵疋相郵便局長

杉岡俊宏



奈良県北葛城郡広陵町大字萱野675番地3

箸尾郵便局長

村上由美子



奈良県北葛城郡広陵町馬見北6丁目1番6号

広陵真美ヶ丘北郵便局長

林成行



奈良県北葛城郡広陵町馬見南2丁目5番12号

広陵真美ヶ丘南郵便局長

岩木清一



奈良県大和高田市神楽2丁目7番46号

大和高田郵便局長

林茂樹

